

広島県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十年広島県告示第百八十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

海田町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・五・八四八号新開蟹原線

三 事業施行期間

平成十四年一月十五日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十四年広島県告示第二十五号の事業地のうち、広島県安芸郡海田町西浜及び浜角地内において事業地を変更する

使用の部分

平成十四年広島県告示第二十五号の事業地のうち、広島県安芸郡海田町西浜及び浜角地内において事業地を追加する